

枚方市空家等対策協議会規約の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>○枚方市空家等対策協議会規約</p> <p>（市長を代理するもの）</p> <p>第 6 条 市長が不在の場合は、以下の各号に定める者がその順序により、代理するものとする。</p> <p>(1) 環境部担当副市長</p> <p>(2) 環境部長</p> <p>（事務局）</p> <p>第 7 条 協議会の事務局は、枚方市役所環境部環境保全課に置く。</p>	<p>○枚方市空家等対策協議会規約</p> <p>（市長を代理する者）</p> <p>第 6 条 市長が不在の場合は、以下の各号に定める者がその順序により、代理するものとする。</p> <p>(1) 環境保全部担当副市長</p> <p>(2) 環境保全部担当理事</p> <p>(3) 環境保全部長</p> <p>（事務局）</p> <p>第 7 条 協議会の事務局は、枚方市役所環境保全部環境衛生課に置く。</p>